

通所介護事業運営規程

〔平成18年4月1日
規程第4号〕

改正 平成21年4月1日規程第3号
平成24年4月1日規程第2号
平成25年1月1日規程第3号
平成26年4月1日規程第4号
平成27年4月1日規程第7号
平成29年9月1日規程第1号
平成30年4月1日規程第2号
令和元年5月7日規程第1号
令和元年9月2日規程第6号
令和5年10月20日規程第3号
令和5年11月15日規程第7号
令和6年2月8日規程第3号

この運営規程において、魚沼地域特別養護老人ホーム組合が開設する八色園デイサービスセンター（以下「事業所」という。）において行う通所介護の事業の適切な運営を確保するため、人員、設備及び運営等に関する事項を定める。

（事業所の目的）

第1条 要介護者に対し、適正な通所介護サービス（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 通所介護は、利用者が要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴等、日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の運営にあたっては、市町村及び他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携を図り、協力と理解を得ながら総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 緊急の事態にも柔軟に対応できる体制を整備する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

事業所の名称 八色園デイサービスセンター

事業所の所在地 新潟県南魚沼市浦佐4059番地1

（通所介護サービスと介護予防通所介護相当サービスの一体的運営）

第4条 通所介護サービスと介護予防通所介護相当サービスは、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

（職員の資格）

第5条 当事業に従事する者の資格は次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 社会福祉士又は社会福祉主事及びその任用資格
- (2) 看護職員 看護師、准看護師

(3) 機能訓練指導員 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

職員の管理及び業務の把握を一元的に行なう責務と、職員に運営基準を遵守させるための指揮命令を行なう。

(2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業者内のサービスの調整、医療機関等の他の機関との連携を行なう。

(3) 看護職員 1名以上

看護職員は利用者の心身の状況に応じ、看護サービスを提供する。

(4) 介護職員 4名以上

介護職員は利用者の心身の状況に応じ、介護サービスを提供する。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者の心身の状況に応じ、適切な機能訓練サービスを提供する。

(実施単位及び利用定員)

第7条 通所介護、介護予防通所介護相当サービスを合わせて1単位とする。

2 利用定員は30名とする。

(営業時間)

第8条 事業所の営業時間は、午前8時00分から午後5時00分までとする。

2 通所介護のサービス提供時間は午前9時00分から午後4時00分までの7時間とする。

(休日)

第9条 事業所の休日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日と1月1・2・3日とする。

(事業所のサービスの内容)

第10条 事業所のサービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 日常生活上の援助-----日常生活動作能力に応じて、必要な支援を行う。

ア 排泄の誘導・介助 イ 移乗・移動の見守り・介助等その他の必要な身体の介助
ウ 養護 (休養)

(2) 健康状態の確認-----体温、血圧測定等の健康チェックを行う。

(3) 口腔ケア-----口腔衛生、摂食、嚥下機能に関する課題に対して必要なサービスを行う。

(4) 機能訓練サービス-----利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身活性化を図るための各種サービスを提供する。

ア 日常生活動作に関する訓練 イ レクリエーション ウ 行事的活動
エ 体操 オ 趣味活動等 カ 筋力向上訓練 キ その他

(5) 送迎サービス-----利用者の身体状況に応じて送迎バス等で送迎を行う。

(6) 入浴サービス-----利用者の身体状況に応じて、一般浴槽、特殊浴槽、家庭浴槽で入浴を行う。

(7) 食事サービス

ア 管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体的状況及び嗜好を考慮し食事を提供する。

イ 利用者の自立支援のために離床して、食堂にて食事を摂ることを原則とする。

ウ 自力で食事を摂ることが困難な方には、食事介助を行う。

(8) 相談、助言に関すること-----利用者及びその家族の日常生活における介助等に関する相談及び助言を行う。

2 事業所は、サービスの提供に当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(通所介護計画)

第11条

(1) 管理者及び生活相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した通所介護計画を作成するものとする。

(2) 管理者及び生活相談員は、それぞれの利用者に応じた通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明し同意を得るものとする。

(3) 通所介護計画の作成にあたっては、既に当該居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成するものとする。

(4) 職員は、それぞれの利用者について通所介護計画に沿ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(利用料その他の費用の額)

第12条 通所介護サービスを提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

(1) 法定給付

厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、法定代理受領サービスの場合、利用料は本人負担額分を負担する。

(2) 保険外費用

食 費 700円

キャンセル料 利用日当日にキャンセルした場合 700円

日常生活費（日常生活に要する費用で本人に負担いただくことが適当であるもの） 実費

延長料金 利用者の希望により8時間以上利用した場合

1時間まで500円、更に1時間増すごとに500円

2 前項に掲げる費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書を用いて説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(事業の実施地域)

第13条 事業の実施地域は、南魚沼市とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第14条 サービスの利用にあたり、利用者は次の事項に留意するものとする。

- (1) 利用日に身体的異常があった場合には、利用を控えていただき電話での連絡をすること。
- (2) 担当職員の指示に従わないなど、施設の秩序を乱した場合は利用を断る場合があること。
- (3) サービスの利用にあたり、指定の物品について持参すること。
- (4) サービスの利用に先立って行う健康チェックの結果により、サービスの提供を見合わせる場合があること。
- (5) サービスの利用にあたり持参した物品については、紛失しないよう氏名を記載するなどし注意すること。

(緊急時の対応)

第15条 職員は、サービスの実施中に利用者の病状・状態に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡し、適切な処置を行うこととする。

主治の医師等に連絡が困難である場合には、緊急搬送等の処置を講ずることとする。

2 職員は、前項について処置したときは、速やかに管理者及び主治の医師等に報告する。

(非常災害対策)

第16条 事業所は、自然災害、火災、その他の防災対策については、計画的な防災訓練と設備改善を図り、入所者及び利用者の安全に対して万全を期さなければならない。

2 前項の実施について、年二回以上の避難及び消火訓練を実施することとする。

(衛生管理等)

第17条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 事業所は、事業所内において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。

(秘密の保持)

第18条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

2 事業所は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(苦情等への対応)

第 19 条 事業所は提供したサービスに係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置や第三者委員を選任する等の必要な措置を講ずるものとし、その概要を利用者及び家族に文書により説明するものとする。

2 事業所は、苦情を受け付けた場合には、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うものとする。

3 事業所は、利用者又は家族からの苦情に対して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、苦情を申し立てた利用者に対していかなる差別的な扱いを行わない。

(虐待の防止のための措置)

第 20 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

(4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(地域との連携)

第 21 条 事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます

(その他運営にあたっての重要事項)

第 22 条 センターは、社会的使命を十分に認識し、職員の資質向上を図るため、定期的研修の機会を設けるものとする。

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は魚沼地域特別養護老人ホーム組合管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は平成25年1月1日から施行する。

附 則

この規程は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成29年9月1日から施行する。

附 則

この規程は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和元年6月1日から施行する。

附 則

この規程は令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は令和5年11月1日から施行する。

附 則

この規程は令和5年12月1日から施行する。

附 則

この規程は令和6年4月1日から施行する。